

令和6年第1回水戸市議会臨時会議案

水 戸 市

議 案

〔令和6年2月20日〕
〔第1回水戸市議会臨時会〕

市議会議案第1号	水戸市手数料条例の一部を改正する条例	1
〃 第2号	水戸市道路・公園等屋外照明灯LED化事業契約の締結について	5
報 告 第1号	専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第8号））	7
〃 第2号	専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第9号））	11

水戸市手数料条例の一部を改正する条例

水戸市手数料条例（平成4年水戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表10の部中「第120条第1項」の次に「第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍記録事項証明書等交付手数料」を「戸籍の謄本等交付手数料」に改め、同表11の部の次に次のように加える。

11 の 2	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下この部及び13の2の部において「電子情報処理組織」という。）を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に定めるものに限る。以下この部及び13の2の部において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書</p>	戸籍電子証明書提供用 識別符号発行手数料	1件につき 400円
--------------	---	-------------------------	------------

が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
---	--	--

別表12の部中「第120条第1項」の次に「, 第120条の2第1項」を加え, 「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に, 「除かれた戸籍記録事項証明書等交付手数料」を「除かれた戸籍の謄本等交付手数料」に改め, 同表13の部の次に次のように加える。

13 の 2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき 700円
--------------	---	---------------------	------------

別表15の部中「又は」を「若しくは」に, 「事項の」を「事項又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の」に改め, 同表16の部中「書類を」を「書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを」に, 「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め, 同表201の部第4号中「（平成12年自治省令第5号）第1条の2」を「第1条の

3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改め、同部第5号ア中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同号イ中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同号ウ中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同号エ中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同号オ中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同号カ中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同号キ中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同号ク中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表219の部中「及び」を「又は同法」に改め、同表221の部中「又は」の次に「同法」を加え、同表222の部中「第79条第1項」の次に「又は第115条の22第1項」を加え、「指定居宅介護支援事業者指定申請手数料」を「指定居宅介護支援事業者等指定申請手数料」に改め、同表223の部中「第79条の2第1項」の次に「又は同法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項」を加え、「指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料」を「指定居宅介護支援事業者等指定更新申請手数料」に改め、同表230の部及び231の部を次のように改める。

230 及 び 231	削除
----------------------	----

別表注に次のように加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者等指定申請手数料又は指定居宅介護支援事業者等指定更新申請手数料を算定する場合において、同一の者が、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所（同一の建物に設置するものに限る。）について同時に指定又は指定の更新の申請をするときは、当該申請に係る事業所の数は、1とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表219の部及び221の部の改正規定 公布の日
- (2) 別表201の部の改正規定（第4号に係る部分を除く。）、同表222の部、223の部、230の部及び231の部の改正規定並びに同表注に注5を加える改正規定並びに次項の規定 令和6年4月1日
- （経過措置）
- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前になされた申請に基づく事務に係る改正前の別表201の部、222の部、223の部、230の部及び231の部に規定する手数料については、なお従前の例による。

令和6年2月20日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市道路・公園等屋外照明灯LED化事業契約の締結について

水戸市道路・公園等屋外照明灯LED化事業契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 事業名 | 水戸市道路・公園等屋外照明灯LED化事業 |
| 2 契約金額 | 689,939,800円（うち工事費621,940,000円） |
| 3 契約の相手方 | 水戸市道路・公園等屋外照明灯LED化事業共同グループ |
| 代表者 | 東京都中央区東日本橋一丁目1番7号
岩崎電気株式会社
代表取締役 伊藤 義 剛 |
| 構成員 | 東京都中央区東日本橋一丁目1番7号
岩崎電気株式会社
代表取締役 伊藤 義 剛 |
| 構成員 | 水戸市千波町300番地の2
湖南電設株式会社
代表取締役 小石川 佳 弘 |
| 構成員 | 水戸市住吉町298番地2
宇田電機株式会社
代表取締役 益 子 浩 実 |

令和6年2月20日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計補正予算（第8号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和6年2月20日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

令和5年度水戸市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,177,477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年12月21日処分

水戸市長 高 橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 26,811,441	千円 2,147,767	千円 28,959,208
	2 国庫補助金	6,294,070	2,147,767	8,441,837
22 諸収入		3,188,701	233	3,188,934
	5 雑入	2,883,397	233	2,883,630
歳 入 合 計		124,029,477	2,148,000	126,177,477

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 51,893,407	千円 2,148,000	千円 54,041,407
	1 社会福祉費	23,586,823	2,148,000	25,734,823
歳 出 合 計		124,029,477	2,148,000	126,177,477

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費	千円 2,148,000

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計補正予算（第9号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和6年2月20日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

令和5年度水戸市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,833,477千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年2月5日処分

水戸市長 高 橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 28,959,208	千円 655,944	千円 29,615,152
	2 国庫補助金	8,441,837	655,944	9,097,781
22 諸収入		3,188,934	56	3,188,990
	5 雑入	2,883,630	56	2,883,686
歳 入 合 計		126,177,477	656,000	126,833,477

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 54,041,407	千円 656,000	千円 54,697,407
	1 社会福祉費	25,734,823	656,000	26,390,823
歳 出 合 計		126,177,477	656,000	126,833,477

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
3 民生費	1 社会福祉費	市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費	千円 2,148,000	千円 2,804,000